

※休み明けは、区役所の戸籍住民課の窓口が大変混雑していますので、待ち時間が長くなります。ご了承願います。

**引っ越しの時には、手続きをお忘れなく！**

東区役所（北11条東7丁目）☎741-2400

区役所の受け付け時間は、月～金曜日の午前8時45分からです。表内の※は手続きの時に必要なものです。なお、戸籍住民課は、3月28日(月)～4月1日(金)、4月4日(月)の受付時間を午後7時まで延長します。詳細は本誌23ページをご覧ください。

		転出（東区から市外へ引越し） 特に記載のないものは東区役所での手続き	転居（市内、区内での引越し） 特に記載のないものは転居先の区役所での手続き	詳細
住	民 票	転出届（転出証明書が発行されます。新しい住所地を確認の上、引っ越し前に手続きしてください）※印鑑 ※本人確認ができるもの	新住所地の区で転入・転居届（新しい住所地は○番○号または○番地（枝番）まで必要。転居後14日以内に届け出）※印鑑 ※本人確認ができるもの	戸籍住民課
印	鑑 登 録	印鑑登録証の返還（転出届で自動的に廃印されます。登録証はご自分で処分することもできます。印鑑登録証が必要な方は転出先で新たに登録手続きをしてください）	新住所地への転入・転居届により自動的に住所変更されます（印鑑登録証は継続して使用できます）。	
転	校 (小・中学校)	今までの学校から在学証明書の発行を受け、移転先で転入届と一緒に提出	入校手続き（今までの学校で在学証明書の発行を受け、戸籍住民課で発行する入校票と一緒に指定の学校へ提出）※在学証明書	
国民健康保険		脱退手続き及び保険料の精算 ※転出届の際に戸籍住民課が発行する通知書 ※保険証 ※納付通知書	住所変更手続き ※転入・転居届の際に戸籍住民課が発行する通知書 ※保険証	保険年金課
国民年金	加 入 者	転入・転居届で自動的に住所変更されます（基礎年金番号が記載されているか確認が必要です）。		
	受 給 者	転出先の管轄の社会保険事務所へ「住所変更届」の提出が必要です。転出先の管轄の社会保険事務所または保険年金課年金係へお問い合わせください。		
児 童 手 当		受給事由消滅届の提出（転出先でも手続き）※所得証明ほか	新住所地への転入・転居届により自動的に住所変更されます。	保健福祉サービス課
児 童 扶 養 手 当		東区役所で住所変更手続き後、転出先で手続き ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書	
特 別 児 童 扶 養 手 当		道内へ→転出先で手続き ※手当証書 道外へ→東区役所で住所変更手続き後、転出先で手続き ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書	
各 種 医 療 費 の 助 成		受給者証の返還 ※受給者証 (転出先でも手続き ※所得証明ほか)	住所変更手続き ※受給者証 ※健康保険証	
特 別 障 害 者 手 当 障 害 児 福 祉 手 当 経 過 的 福 祉 手 当		住所変更届の提出（転出先でも手続き）	住所変更手続き	
身 体 障 害 者 手 帳 療 育 手 帳		福祉タクシー利用券・心身障害者福祉乗車証・自動車燃料助成券（4月以降に転出の場合）の返還（このほか転出先でも手続き）	居住地変更届の提出 ※身体障害者手帳または療育手帳	
敬 老 手 帳 敬 老 優 待 乗 車 証 (敬老パス)		敬老手帳・敬老優待乗車証（敬老パス）の返還 ※敬老手帳 ※敬老優待乗車証（敬老パス）	敬老手帳の住所をご自分で書き換えてください。敬老優待乗車証（敬老パス）は引き続き使用できます。	
原 動 機 付 自 転 車 125cc以下 小 型 特 殊 自 動 車		廃車届（廃車証明書を発行します） ※印鑑 ※ナンバープレート ※標識交付証明書 ※本人（届出者）確認ができるもの	転入・転居届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。	課税課
軽 自 動 車 ・ 軽 二 輪 125cc超250cc以下		転出先の軽自動車協会での手続き	札幌地区軽自動車協会での手続き (北区新川5条20丁目1-20 ☎768-3955)	
小 型 二 輪 250cc 超		転出先の運輸支局での手続き	札幌運輸支局での手続き (北28条東1丁目 ☎731-7165)	
固 定 資 産 税		土地・家屋・償却資産の所在する区役所、市町村へ住所変更の届け出をしてください（電話・はがきも可）。		

廣 告 欄

